

名古屋市障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 名古屋市障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲以内において交付するものとし、名古屋市補助金等交付規則（平成17年12月1日名古屋市規則第187号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目 的)

第2条 この補助金は、障害福祉サービス事業者、障害者支援施設事業者、一般相談支援事業者、特定相談支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）が介護ロボット等及びICTを導入する際の経費を助成することにより、障害福祉の現場におけるロボット・ICT技術の活用による業務の効率化及び負担軽減を図り、働きやすい職場環境の整備や安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進することを目的とする。

(定 義)

第3条 この要綱において、「障害福祉サービス事業者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「法律」という。）

第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う者をいう。

2 この要綱において、「障害者支援施設事業者」とは、法律第5条第1項に規定する施設障害福祉サービス事業を行う者をいう。

3 この要綱において、「共同生活援助事業者」とは、障害福祉サービス事業者のうち、法律第5条第17項に規定する共同生活援助を行う者をいう。

4 この要綱において、「居宅介護事業者」とは、障害福祉サービス事業者のうち、法律第5条第2項に規定する居宅介護を行う者をいう。

5 この要綱において、「重度訪問介護事業者」とは、障害福祉サービス事業者のうち、法律第5条第3項に規定する重度訪問介護を行う者をいう。

6 この要綱において、「同行援護事業者」とは、障害福祉サービス事業者のうち、法律第5条第4項に規定する同行援護を行う者をいう。

7 この要綱において、「行動援護事業者」とは、障害福祉サービス事業者のうち、法律第5条第5項に規定する行動援護を行う者をいう。

8 この要綱において、「短期入所事業者」とは、障害福祉サービス事業者のうち、法律第5条第8項に規定する短期入所を行う者をいう。

9 この要綱において、「重度障害者等包括支援事業者」とは、障害福祉サービス事業者のうち、法律第5条第9項に規定する重度障害者等包括支援を行う者をいう。

10 この要綱において、「一般相談支援事業者」とは、法律第5条第18項に規定する一般相談支援事業（以下「一般相談支援事業」という。）を行う者をいう。

11 この要綱において、「特定相談支援事業者」とは、法律第5条第18項に規定する特定相談支援事業（以下「特定相談支援事業」という。）を行う者をいう。

12 この要綱において、「介護ロボット等」とは、次の(1)から(3)の全ての要件を満たすものをいう。

(1) 目的要件

日常生活支援における、「移乗介護」、「移動支援」、「排泄支援」、「見守り・

コミュニケーション」、「入浴支援」のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果があること。

(2) 技術的要件

ロボット技術（センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う介護ロボット等をいう。）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮すること。

(3) 市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業は次のとおりとする。

(1) 介護ロボット等導入事業

別表1の第2欄に掲げる補助対象事業所等に介護ロボット等を導入する事業。

(2) ICT導入事業

別表2の第2欄に掲げる補助対象事業所等にICTを導入する事業。

(3) 介護テクノロジーのパッケージ型導入事業

別表3の第2欄に掲げる補助対象事業所等に介護ロボット等やICTを複数組み合わせで導入する事業。

(補助対象事業者)

第5条 補助金の対象となる事業者は、名古屋市内において別表1から別表3の第2欄に規定する施設等を現に運営する障害福祉サービス事業者等であって、市長が適当と認めるものとする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の対象経費は、別表1から別表3の第5欄及び留意事項に定める経費とする。

(補助金額の算定基準)

第7条 補助額は別表1から3の第3欄に規定する基準額と第5欄に規定する補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除して得た額とを比較して少ない方の額に、第4欄に規定する補助率を乗じて得た額の合計額を補助金額とする。なお、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請事業者」という。）は、名古屋市障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業補助金交付申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて、別に指定する期日までに市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査のうえ適当と認められるものについては、補助金の交付を決定し、その旨を申請事業者に対して通知するものとする。

(交付の条件)

第 10 条 補助金は、次に掲げる条件を付して交付するものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更はしてはならない。
- (2) 事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 補助を受けて購入した介護ロボット等及び I C T 等を目的に反して使用、譲渡、貸付又は担保等に供してはならない。
- (7) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付しなければならない。
- (8) 事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (9) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 2 号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の 6 月 1 日までに市長に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。
- (10) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了日（事業の中止又は取消しの決定を受けた場合は、その決定を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (11) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく負担金又は補助金を受けてはならない。

(交付決定の変更及び中止)

第 11 条 第 9 条の規定による補助金の交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更（補助対象経費の増額を伴う変更以外の変更とする。また軽微な変更は除く。）、中止、廃止しようとするときは、速やかに名古屋市障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業補助金交付変更（中止・廃止）申請書（第 3 号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査のうえ、交付決定の変更又は取消を決定し、その旨を補助事業者に対して通知するものとする。
- 3 前項の規定による補助金の交付決定の変更又は取消の決定を受けた補助事業者が既に補助金の交付を受けている場合は、市長は既に交付した補助金の全部又は一部を補助事業者から返還させることができる。

(申請の取下げ)

第 12 条 補助事業者が、補助金交付決定の通知に係る内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知の日から 20 日以内に申請の取下げをすることができる。この場合において、当該補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(交付決定取消し及び補助金の返還)

第 13 条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたことが明らかとなったとき。
- (2) 第 10 条各号に規定する条件のいずれかに違反したとき。

(実績報告)

第 14 条 補助事業者は、補助事業の完了日（第 11 条による中止、廃止があった場合は、その決定を受けた日）から起算して 20 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、市長に対し、名古屋市障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業補助金事業実績報告書（第 4 号様式）（以下「実績報告書」という。）に必要な書類を添えて提出するものとする。

(補助金の交付)

第 15 条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、内容を審査し、本市検査員による検査確認を行い、適正と認められた場合に補助金を交付するものとする。

(報告等)

第 16 条 市長は、補助金の交付決定を受けた補助事業者又は交付を受けた補助事業者に対し、その補助事業の実施状況について、指示し報告を求め又は審査することができるものとする。

(使用状況の報告及び公表)

第 17 条 補助事業者は、客観的かつ定量的な指標に基づいて、介護ロボット等及び ICT の導入前後の比較を行い、生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果等について記録し、障害福祉分野における介護ロボット等・ICT 使用状況報告書（第 5 号様式）により、別に定める日までに市長に報告するものとする。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月4日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行し、令和5年2月28日以前に交付決定を行った補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行し、令和6年2月29日以前に交付決定を行った補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年7月25日から施行し、令和7年7月24日以前に交付決定を行った補助金については、なお従前の例による。

別表1 介護ロボット等導入事業

1 区分	2 補助対象施設等	3 補助基準額	4 補助率	5 補助対象経費
介護ロボット等導入事業	障害者支援施設	1事業所につき 2,100千円	3/4	介護ロボット等導入に必要な備品購入費(ロボット等の購入費用に限る。)、使用料及び賃借料(ロボット等の使用に要する費用に限る。)、役務費(ロボット等の初期設定に要する費用に限る。)
	共同生活援助事業所	1事業所につき 1,500千円		
	居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 短期入所事業所 重度障害者等包括支援事業所	1事業所につき 1,200千円		

(留意事項)

- ①事業に基づく補助の対象機器は、介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット等であって、1機器につき30万円を上限として補助するものとする。ただし、「移乗介護」又は「入浴支援」のいずれかの場面において使用する介護ロボット等については、1機器につき100万円を上限として補助するものとする。この場合において、複数の分割可能な部分で構成される介護ロボット等については、当該介護ロボット等としての最低限の機能を有するまとまりをもって1機器とする。また、介護ロボット等のメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とする。
- ②障害福祉サービス事業者等が一つの施設・事業所において、指定を複数受けている場合は、1施設・事業所として補助上限額を適用するものとする。
- ③導入する介護ロボット等は、電気用品安全法(PSE)認証、Sマーク、電磁両立性(EMC)試験等製品レベルでの安全性の認証がなされており、利用上の安全性が十分に確保されていること。
- ④介護ロボット等の導入時には介護従事者の負担が軽減される等、機器の有効性、効果的な利用方法、注意事項等をメーカー等が研修するなどの十分なフォローアップ体制が取られていること。
- ⑤介護ロボット等の導入に際しては、サービス利用者等に対して、介護ロボット等を活用したサービスを提供することについて十分な説明を行い、同意を得た上で実施すること。

別表2 ICT導入事業

1 区分	2 補助対象施設等	3 補助基準額	4 補助率	5 補助対象経費
ICT導入事業	障害福祉サービス事業所 障害者支援施設 一般相談支援事業所 特定相談支援事業所	1事業所につき 1,000千円	3/4	ICT導入の実施に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費であって下記アからオに該当する経費 ア 情報端末（タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム） イ ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外） ウ AIカメラ等 エ 通信環境機器等（Wi-Fi ルーターなど） オ 保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など）

（留意事項）

- ①当該年度中に係る経費のみを対象とする。また、購入を原則とし、リース又はレンタルは補助の対象外とする。
- ②アの情報端末については、業務効率化及び職員の業務負担軽減に効果のあるハードウェアが対象である。たとえば、障害福祉サービス等の提供に関する記録の入力が支援提供場所で完結し、また、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減し、効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなど、ICT技術を活用したものを対象とする。
- ③イのソフトウェアについては、次のいずれかに該当する製品を対象とする。いずれの場合も研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。
- 施設・事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を一気通貫（転記等の業務が発生しない）で行うことが可能となっているものであるもの。
 - バックオフィス業務（業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務）のためのソフトウェアであって、転記等の業務が発生しない一気通貫（転記等の業務が発生しない）の環境が実現できるもの。
- ④ウのAIカメラ等の導入については、次の要件に該当する場合に対象とする。
- 障害福祉サービス事業者等のうち、訪問系サービス事業者（居宅介護事業者、重度訪問介護事業者、同行援護事業者、行動援護事業者、重度障害者等包括支援事業者）、就労定着支援事業者、一般相談支援事業者及び特定相談支援事業者を除いた事業者であること。
 - 防犯、虐待防止、事故防止など、利用者の安心安全のために活用するためのカメラであること。
 - 居室等の生活空間ではなく、共用スペースや、目の届きにくい建物内外の死角に当たる場所等が撮影範囲となるように設置すること。・カメラにより特定の個人を識別することができる映像又は画像（以下、「映像等」という。）を取得する場合、当該映像等は「個人情報保護法」（平成15年法律第57号）第2条に規定する「個人情報」に該当するため、同法の規定を遵守すること。
 - 利用者や来訪者が防犯のためにカメラにより撮影されていることを容易に認識できる状態で設置するとともに、カメラが作動中であることや、撮影した映像等を警察等に提供する場合があることを設置場所等に掲示すること。
 - カメラの設置については、必要に応じて、利用者や家族等に事前に周知することとし、カメラの設置趣旨・目的等について十分に説明するほか、映像の保管・管理体制の整備を行うこと。
 - 撮影した映像等を、利用者の生活状況を共有する目的で家族等に提供するなど、本来の目的外で第三者に提供してはならないこと。
- ⑤エの通信環境機器等及びオの保守経費等については、アの情報端末、イのソフトウェア、ウのAIカメラ等の導入に必要なものに限り対象とする。
- ⑥インターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。

別表3 介護テクノロジーのパッケージ型導入事業

1 区分	2 補助対象施設等	3 補助基準額	4 補助率	5 補助対象経費
介護テクノロジーのパッケージ型導入事業	障害者支援施設 共同生活援助事業所 居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 短期入所事業所 重度障害者等包括支援事業所	1事業所につき 10,000千円	3/4	<p>別表1第5欄及び別表2第5欄(ただし「エ 通信環境機器等(Wi-Fi ルーターなど)」及び「オ 保守経費等(クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など)」を除く)に定める補助対象経費</p> <p>見守り機器及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費であって、下記アからウに該当する経費</p> <p>ア Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費(配線工事(Wi-Fi 環境整備のために必要な有線LAN の設備工事も含む)、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など)</p> <p>イ 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム(デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi 非対応型のインカムを含む。)</p> <p>ウ 見守り機器を用いて得られる情報をサービスの提供の記録にシステム連動させるために必要な経費(見守り機器を用いて得られる情報とシステム連動可能なサービスの提供の記録ソフトウェア(既存のサービスの提供の記録ソフトウェアの改修経費も含む)、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、見守り機器を用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等)</p>
<p>(留意事項)</p> <p>①パッケージ型の導入を行う場合は、別表1留意事項①に規定する介護ロボット等の1機器当たりの上限額については適用しない。</p> <p>②見守り機器及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備は、補助対象施設等のうち障害者支援施設及び共同生活援助事業所のみ補助対象とする。</p> <p>③見守り機器のメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とする。</p>				

第1号様式

年 月 日

(宛先) 名古屋市 長

(申請事業者)
所在地
法人名
代表者職氏名

名古屋市障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業補助金交付申請書

標記について、下記のとおり補助金が交付されるよう、名古屋市障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業所名

2 交付申請額

金 _____ 円

3 添付書類

(宛先) 名古屋市 長

(申請事業者)

所在地

法人名

代表者氏名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付 健障支第 号により交付決定を受けた名古屋市障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業補助金についての消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したので、下記のとおり報告します。

記

1 事業所名： _____

2 補助金の確定金額： 金 _____ 円

3 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額： 金 _____ 円

4 補助金返還相当額： 金 _____ 円

(3のうち補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額)

5 添付書類

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳書等

(宛先) 名古屋市 長

(申請事業者)

所在地

法人名

代表者氏名

名古屋市障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業補助金交付変更
(中止・廃止) 申請書

標記について、下記のとおり補助金交付を変更(中止、廃止)したいので、名古屋市障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業所名: _____

2 変更交付申請額: 金 _____ 円

3 積算内訳

4 変更(中止、廃止)の理由

5 変更する場合は、変更する内容

6 中止する場合は、中止期間

第4号様式

年 月 日

(宛先) 名古屋市 長

(申請事業者)

所在地

法人名

代表者職氏名

名古屋市障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業補助金実績報告書

標記について、下記のとおり実施したので、障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業補助金交付要綱第14条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業所名:

2 精算額: 金 _____ 円

3 積算内訳

4 添付書類

第5号様式

年 月 日

障害福祉分野における介護ロボット等・ICT使用状況報告書

(あて先)

名古屋市長あて

(申請事業者)

所在地

法人名

代表者職氏名

年 月 日付 健障支第 号で交付決定された障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業補助金に係る介護ロボット等及びICTの使用状況について、下記のとおり報告します。

記

添付書類